

旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書 における当期純損失金額等の公表について

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（以下、「規則」という。）第7条の規定に基づき、旧簡易ガスみなしガス小売事業者から届出のありました「旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書」において、当期の一般需要部門に損失が生じたため、規則第8条の規定に基づき、下記のとおり、事業者名及び一般需要部門当期純損失金額を公表します。

事業者名	供給地点群名	一般需要部門 の純損失額(円)
伊丹産業株式会社 (法人番号：5140001077993)	住吉台	24,005
	安岡住宅地	23,787
	黒川ニュータウン	56,715
	榛原ネオポリス	4,573
甲賀協同ガス株式会社 (法人番号：6160001005068)	柏貴ヶ丘	37,082
株式会社エネアーク関西 (法人番号：5120001118733)	大阪府立金剛コロニー	1,138,166
	千早赤阪団地	1,989,430
	倉垣みずき坂住宅	45,018
	住友金属鉦山祝園団地	26,180
	西宮緑ヶ丘団地	14,754
	K. K. 大昌	6,737
	平端グリーンハイツ	17,490
	阪急産業ヤマト笠縫団地	72,165
	田原本町薬王団地	6,761
	ガーデンハウス天理長柄	3,385
	県営庵治団地	14,281
	紀見C団地	49,189
	比叡平団地	551,882

(参考)

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年3月28日経済産業省令第21号）＜抜粋＞

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支の整理)

第六条 旧簡易ガスみなしガス小売事業者（第七条に規定する提出期限においてその供給地点群において指定旧供給地点小売供給及び指定旧供給地点小売供給以外の小売供給のいずれも行う者に限る。）は、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者が指定旧供給地点小売供給及び指定旧供給地点小売供給以外の小売供給のいずれも行う供給地点群ごとに、当該供給地点群に係る収益及び費用について、別表第二に掲げる方法に基づき、様式第三に整理しなければならない。

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書の提出)

第七条 前条の旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、供給地点群ごとに様式第三を、毎事業年度経過後四月以内にその供給地点群を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

(一般需要部門の当期純損失金額の公表)

第八条 前条の経済産業局長は、前条の規定により提出された様式第三において、一般需要部門に当期純損失が生じたときは、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者名及び一般需要部門の当該純損失金額を公表しなければならない。

(お問合せ先)

近畿経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課

電話 06-6966-6046